平成３０年度

恵庭市社協　事業計画

目　　次

1　基本方針について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　懸案・重点施策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　組織・職員体制について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
4　体系別事業実施計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
5　主な会議・行事日程等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

1　基本方針

少子高齢化が急速に進展し、単身世帯や夫婦のみ世帯が増えるなど、家族形態の変化による家庭機能の弱体化や、地域住民相互が支え合う社会的意識の希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。

又、地震や台風など、全国各地で自然災害による多大な被害が発生し、災害時に社協が設置する災害ボランティアセンターの役割が注目され、ボランティアや地域住民の助け合いの仕組みが見直されております。

国では様々な福祉制度や施策を創設しておりますが、現在の制度やサービスだけでは対応できない様々な課題が生じており、家族や職場、地域のつながりや社会的意識の変化に併せた課題解決への取り組みが求められております。

恵庭市においても、急速な少子高齢化の進展を始めとする地域社会の変容は、住民同士のつながりの希薄化として現れ、孤立や孤独死、虐待、生活困窮等、多種多様な福祉課題・生活課題が顕在化しております。

また、恵庭市でも様々な災害が発生することが想定され、関係団体や町内会等の防災に対する機運が高まっており、災害ボランティアセンターの体制整備に併せて、災害時における関係団体や町内会等との連携の仕組みや様々な事象を想定した運営マニュアルの見直しが急務となっております。

このようなことから、平成３０年度においては、第５期地域福祉実践計画の目標である「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」の実現に向けて、身近な地域による住民のつながり・支え合いの再構築と地域福祉活動のより一層の充実、本人らしく地域で暮らせるよう、生活困窮や権利擁護等を含めた総合的な相談体制の構築、災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備など、社協活動への期待の高まりに応えるべく、こうした様々な課題に積極的に取り組んで参ります。

2　懸案・重点施策について

（1）第５期地域福祉実践計画の推進について

平成３０年度は第５期計画の中間年である３年目であり、それぞれの事業項目について進行管理とともに、新たな課題や見直し事項の確認等、本会を取り巻く諸課題等の変化に応じて適宜見直し・検討に努めてまいります。

（2）生活困窮者自立支援事業の受託について

平成３０年度より新たに市から受託する「生活困窮者自立支援事業」への取り組みについて、市との十分な連携のもとに推進し、必要な体制の整備と事業周知を行い、事業の定着に向けた取り組みを図ってまいります。

（3）災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しについて

近年、地震や大雨等の自然災害により大きな被害が発生した地域において、社協が災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアによる様々な支援活動を行っております。

本会においても、災害マニュアルを作成しておりますが、近年多発する自然災害への対策や、災害支援活動に特化するＮＰＯ法人の台頭、関係団体や町内会等の防災に対する機運の高まりや連携の在り方など、抜本的な見直しが必要となっており、災害時における様々な事象を想定した災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを進めてまいります。

（4）福祉会館の狭隘化について

市からの事務事業の移管や新規事業などに伴い、職員の増加や来館される方が増えており、事務所スペースの他、相談に来られた方への相談場所や必要な会議を行う場の確保が必要であり、福祉会館の狭隘化が課題となっております。

今後も社協に求められる役割が高まり、福祉事業が増えていく事が想定されることから、福祉会館の増築を含めた狭隘化への対策を検討いたします。

3　組織・職員体制について

社協は、下図の組織構成で運営されています。

【平成３０年度社協組織機構】

平成３０年４月１日予定

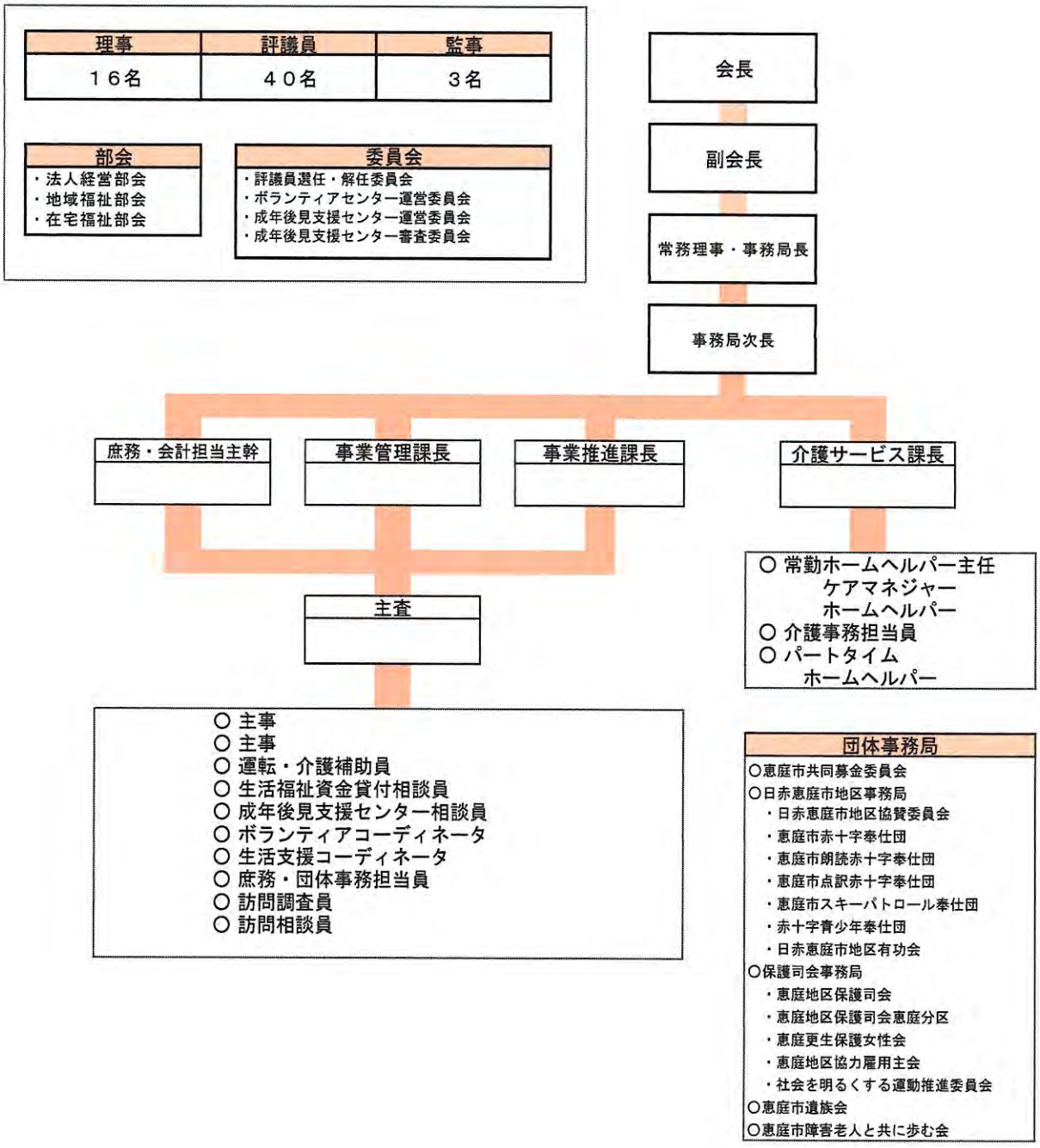

4　体系別事業実施計画について

基本理念:「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」

【基本目標１】地域で支えあう、つながりづくりを推進します。

住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が注目されています。

引き続き、重点推進項目として地域福祉推進の中核的事業として推進している「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】
１．小地域支えあい指定事業
２．小地域支えあいバックアップ事業
３．小地域支えあい交通費支援事業
４．ふれあい交流会助成事業
５．年末年始ふれあい支援事業
６．安心・安全・福祉のまちづくり研修会

（２）重点推進項目【ふれあいサロン事業の充実】
１．ふれあいサロン事業
２．ふれあいサロン団体への情報提供

（３）重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】
１．社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催

【基本目標２】ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます。

超高齢社会を迎え、高齢者の生きがい・社会参加に向けた環境整備や制度外の福祉ニーズに対してボランティア支援を求める相談も増加しています。

又、災害ボランティアセンター体制整備が急務であり、運営マニュアルの見直しを図り、災害時に発生する様々な事象を想定した災害ボランティアセンター体制を整備します。

重点推進項目として「ボランティアセンターの運営」及び「児童生徒のボランティア活動の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【ボランティアセンターの運営】
１．ボランティアセンターの機能強化
２．ボランティア登録の推進

３．ボランティアへの活動支援
４．ボランティア団体交流会の開催
５．災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備（見直し）
６．恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の推進
（２）重点推進項目【ボランティアの養成】
１．ボランティア研修会の開催
２．ボランティア体験プログラムの実施
３．ボランティア活動の手引きの作成
（３）重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の充実】
１．学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援

【基本目標３】地域生活での安心と自立をサポートします。

平成３０年度より市からの「生活困窮者自立支援事業」の受託に伴い、自立相談支援機関と連携・協力のもと、経済的に困窮された方等の自立に向けた総合的な支援を行っていきます。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供の強化に努めます。

重点推進項目として「情報提供の工夫と充実」、「権利擁護の推進」、「生活困窮者への支援」及び「相談体制の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【情報提供の工夫と充実】
１．社協事業の情報提供・出前講座
（２）重点推進項目【権利擁護の推進】
１．成年後見支援センター事業
（３）重点推進項目【生活困窮者への支援】
１．生活困窮者自立支援事業（新規）
（４）重点推進項目【相談体制の充実】
１．相談体制の実施

【基本目標４】安心した暮らしを支えるサービスを提供します

社協が介護保険サービス等を含め在宅福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援や援助に向けた体制整備を図ります。

重点推進項目として「各種福祉サービス事業の推進」及び「介護保険サ

ービス等の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

１．在宅高齢者等配食サービス事業の推進

２．ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

３．家族介護者介護用品支給事業

４．ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業

５．寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業

６．寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業

７．単身高齢者福祉電話貸与事業

８．高齢者等外出支援サービス事業

９．重度心身障がい児者通院外出支援サービス事業

１０．福祉車両貸出事業

１１．福祉用具貸出事業

１２．歳末見舞金交付事業

１３．歳末大掃除サービス事業

１４．新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討

１５．生活支援体制整備事業

（２）重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

１．訪問介護事業等、居宅介護支援事業

２．居宅介護事業・行動援護事業

【基本目標５】地域福祉を推進する社会組織を強化します

地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立が求められます。

重点推進項目として「計画の推進と管理」、「組織体制の強化」、「持続可能な財務運営の確立」及び「行政や各関係機関団体等との連携」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【計画の推進と管理】

１．地域福祉実践計画の進行

（２）重点推進項目【組織体制の強化】

１．組織運営体制の充実・強化

２．事務局（職員）体制の充実・強化

（３）重点推進項目【持続可能な財務運営の確立】

１．社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保
２．愛情銀行の運営と周知
３．共同募金活動への協力
４．外部監査の実施

（４）重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】

１．行政や各関係機関、福祉団体との連携
２．福祉団体事務局の運営

5　主な会議・行事日程等について

社協では、主催する会議及び行事、さらに事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、平成３０年度における主な会議・行事日程等は次のとおりです。

（１）社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事

【社協主催分】

区　　分	日　程　等	摘　　要
①三役及び三部会長会議		会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、法人運営諸調整、理事会・評議員会等開催に伴う議案調整等。
・開催時期	５月　９月　１２月　２月	
②理事会		法人の業務の決定を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定める会長の専決事項は除く。
・開催時期	６月　１２月　３月	
③監事（監査）		業務執行の状況及び財産の状況を監査。
・開催時期	５月　８月　１１月　２月	
④評議員会		予算・事業計画をはじめとする重要事項について議決を行なう。
・開催時期	６月　３月	
⑤理事・監事・評議員全体会議		社協では、毎年７月１日から同月３１日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議（特別賛助会費）。
・開催時期	６月	
⑥評議員選任・解任委員会		４年任期である評議員候補者を選任するための協議の場として設置。
・改選年に開催	概ね２月～４月	
⑦部会⇒必要に応じ、部会長が招集。		専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。
⑦－１法人運営部会		法人の運営、財務管理等の協議。
・開催回数	年１～２回開催	
⑦－２地域福祉部会		地域福祉の推進、サービス利用支援等、実践計画管理評価の協議。
・開催回数	年２～３回開催	
⑦－３在宅福祉部会		在宅福祉サービス、介護保険等サービス等の協議。
・開催回数	年１～２回開催	

⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づく会長顕彰該当者を審査するため、設置された委員会。
・開催時期	９月	
⑨成年後見支援センター運営委員会		センターの円滑な運営と効率的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	５月　３月	
⑩成年後見支援センター審査委員会		センターが受任する案件について審査するため開催。
・開催時期	随時	
⑪苦情等の解決体制		苦情等の解決に関する規程により、苦情等の解決体制を整備。
・関係処理	規程に基づく	
⑫外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理の整備。
・開催時期	２カ月に１回（年６回）	
⑬ふれあいサロン交流会		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	２月	
⑭安心・安全・福祉のまちづくり研修会		小地域ネットワーク活動の円滑な推進と資質向上を図るため、地域で福祉活動に携わる方々を対象に開催。
・開催時期	３月	
⑮職員会議		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用。
・定例開催	毎月上旬開催（年１２回）	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑯ケアカンファレンス		介護サービス課職員（ホームヘルパー等）を対象とする職場研修等。
・開催時期	月２回開催（年２４回程度）	

【社協・共募共催関係】

区　　分	日　程　等	摘　　要
①社協・共募共催実行委員会		共催事業実行委員会設置要綱に基づき、共催で行う事業に関して協議・検討を行なう場として設置。
・開催時期	６月　１０月	
②社協・共募役員評議員研修会		共催事業実行委員会における事業計画に基づき実施。
・開催時期	６月	
③社会福祉功労者表彰式・ふれあい福祉まつり		市民の方々に地域福祉及び社協、共募活動について理解をいただくため、ふれあいの場として開催。
・開催時期	１１月	

【ボランティアセンター関係】

区　　分	日　程　等	摘　　要
①ボランティアセンター運営委員会		ボランティアセンター運営規定に基づき、センターの円滑な運営と効果的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	５月　２月	
②ボランティアセンター・団体交流会		登録ボランティア同士の交流を図るため、団体・個人向けの交流会を開催。
・開催時期	６月　２月	
③ボランティア体験プログラム		ボランティア参加のきっかけづくりとして、朗読・手話・点訳・要約筆記の４コースを開催。
・開催時期	７月～１１月	
④ボランティア研修会		ボランティア参加のきっかけづくり、活動者のスキルアップを目的に研修会を開催。
・開催時期	年２回	
⑤ボランティアポイント登録説明会		ボランティアポイント活動登録にあたり、ボランティア活動の基本や心得を説明。
・開催時期	月１回程度	
⑥ボランティアポイント更新説明会・交流会		ボランティアポイント登録者のスキルアップ及び交流を目的に開催。
・開催時期	各年１回	
⑦ボランティアポイント施設職員研修会		ボランティアポイント登録施設職員を対象とした研修会を開催。
・開催時期	年１回	

（２）団体事務局として関わる会議及び行事について

■恵庭市共同募金委員会関係

①三役打合せ会議、理事会、評議員会、監査、共同募金委員会審査委員会

②10月１日からの街頭募金運動への取り組み

・街頭募金調整会議、大口募金委員会、運動開始に向けての町内会へ事前協力依頼等、セレモニー（１０月１日）、市民団体による街頭募金

③１２月１日からの歳末募金運動への取り組み

■日本赤十字社北海道支部恵庭地区関係

①日赤恵庭市地区関係

⇒道日赤、地区長（恵庭市長）との調整、北海道大会

②日赤恵庭市地区協賛委員会関係

⇒役員会、総会、寄付金、義援金募集

③恵庭市赤十字奉仕団及び同分団（４分団）関係

⇒役員会、総会、新年会等

④その他奉仕団関係

（点訳奉仕団、朗読奉仕団、スキーパトロール奉仕団、青少年赤十字奉仕団）

⇒総会出席等

■恵庭地区保護司会関係

①恵庭地区保護司会関係

⇒役員会、総会、定例研修会、更生保護功労表彰者祝賀会、懇親会、部会（総務、研修、事業、学校連携事業、社会参加活動の５部会）

②恵庭地区保護司会恵庭分区関係

⇒役員会、総会、新年会、保護観察官定期駐在、分区自主研修、社明作文募集〈7月〉・審査(９月)・優秀賞伝達

⇒保護司候補者検討協議会開催（年１回～２回）

③“社会を明るくする運動“恵庭市推進委員会関係

（ａ）推進委員会総会、役員会、企画・推進部会の開催

（ｂ）“社会を明るくする運動”及び青少年非行・被害防止全国強調月間〈7月１日～７月３１日〉関係

⇒上記（a）で記載している推進会議等での検討を踏まえ、６月中に、強調月間に向けた事前の取り組み

・市庁舎前に懸垂幕の掲揚

・市内小中学校及び市内の主要施設にポスター掲示及び看板設置

・広報「えにわ」に掲載

・各町内会・自治会を通じ、啓発パンフレット配布

⇒６月下旬又は７月１日を目途に強調月間セレモニーを開催し、街頭啓発会場に

移動し、街頭啓発活動。さらに、団体の行事に併せた「啓発・広報」活動。
⇒７月、作文コンテストの募集（中学２年生を対象）

④恵庭更生保護女性会関係
⇒役員会、総会、事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援(ほぼ毎月)
社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係
⇒役員会、総会、合同自主研修、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

■恵庭市遺族会関係
①役員会、総会、新年会、青年部、研修会
②道及び市主催の戦没者追悼式参加
③北海道護国神社例大祭、札幌護国神社参拝

（３）協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係
①役員会(毎月年１２回)、総会、忘年会、研修会・研修への参加
②すずらん託老の実施(毎月開催＋バス旅行＝年１２回)
③ふれあい訪問・電話相談
④会報発行(年４回)・ふれあいまつり参加　ほか